

令和6年生駒市議会（第4回）定例会議案

（追加提案分）

令和6年9月5日

生 駒 市

生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒駅前自転車駐車場、生駒駅前第2自転車駐車場、生駒駅北自転車駐車場、生駒駅南自転車駐車場、谷田自転車駐車場、谷田第2自転車駐車場及び谷田第3自転車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社アーキエムズ

京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地1

3 指定の期間

(1) 谷田第3自転車駐車場

令和6年10月1日から令和17年3月31日まで

(2) 生駒駅前自転車駐車場、生駒駅前第2自転車駐車場、生駒駅北自転車駐車場、生駒駅南自転車駐車場、谷田自転車駐車場及び谷田第2自転車駐車場

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

令和6年9月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史